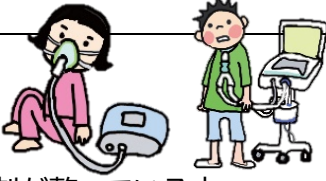



# 令和8年度横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業について (登録事業所の訪問看護を利用している方へのご案内)

事業内容	在宅で生活する常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者の介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、横浜市にレスパイト事業の登録をしている訪問看護事業所(以下、登録事業所※)から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行います。
事業の対象者	以下の全てに該当する医療的ケア児・者のご家族 ・横浜市内に住所があること ・常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者であること ただし、認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制が整っている方及び介護保険対象者は除きます。 
利用できる時間・回数	1日1回までの利用 1回あたりの利用時間は30分以上6時間以内(年度内で24時間が上限) ※訪問する職員の人数にかかわらず、年間で利用できる時間は24時間です
費用	<u>利用料はかかりません。</u> 横浜市が登録事業所に対して費用をお支払いします。 ただし、利用時間を超過した場合の費用や交通費などは横浜市からお支払いしません。 利用予定の登録事業所に前もってご確認ください。
利用の流れ	利用の登録及び申請は、登録事業所を通して行います。 裏面をご参照ください。 ※登録事業所は右の二次元コードから横浜市ホームページにアクセスしてご確認ください。  ホームページはこちら
留意事項	・長時間のご利用の場合は、安全のため、3時間を目安に職員が交代します。 予め事業所へご確認ください。 ・現在利用している訪問看護ステーション以外の登録事業所を新たに利用したい場合はHPに掲載の「登録事業所の訪問看護を利用していない方へのご案内」をご覧ください。

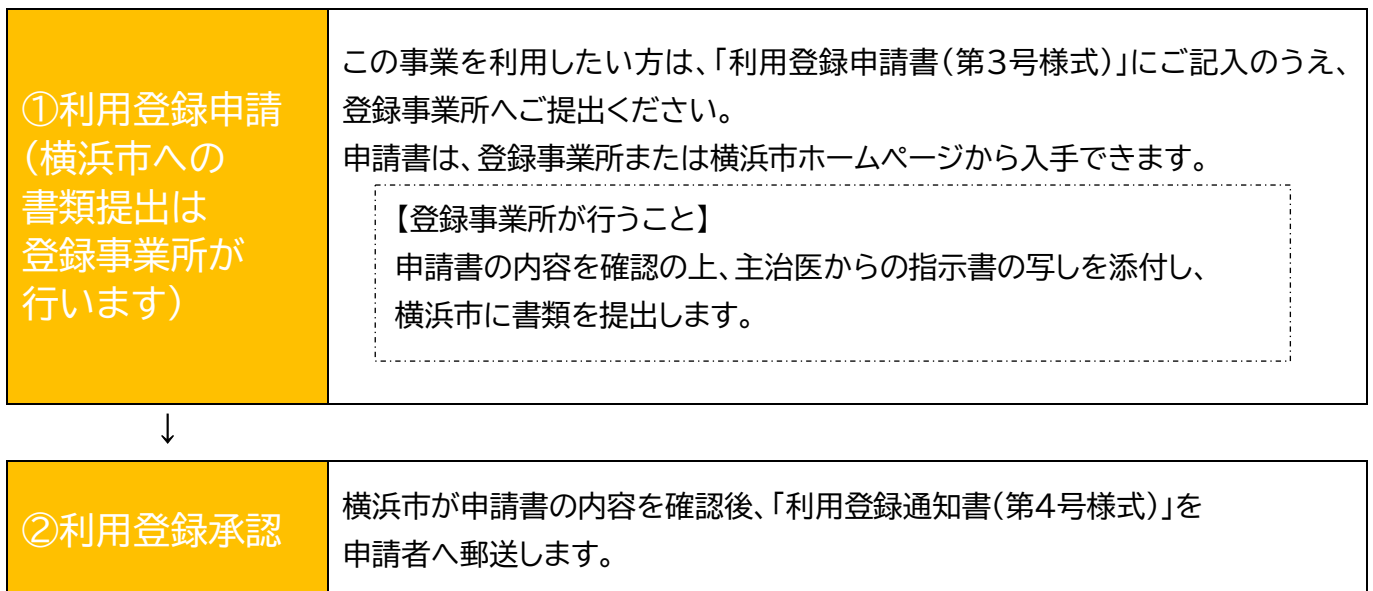
ご利用の流れについてのご相談だけでも可能です。まずはお気軽にお問い合わせください。

## 利用の流れ



画像は横浜市医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケアってなんだろう」より引用

## 利用の手続き



次ページへ続きます

### ③利用申し込み

利用を申し込む際は、登録事業所に「利用登録通知書(第4号様式)」をご提示ください。  
同意事項(通知書の裏面)を確認し、利用日時について登録事業所とご相談ください。



### ④利用

利用のたびに、登録事業所が提示する「実績記録票(第5号様式)」にご署名ください。  
また、登録事業所から渡される「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に利用ごとに記録をつけ、年度の利用時間が上限を超えないようにしてください。

### 事業に関する お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課  
電話:045-671-4278 FAX:045-663-2304  
メール:kd-ikeachosa@city.yokohama.lg.jp



ホームページはこちら



気軽に使ってね!